

表 5—2—19 市町村立小学校教員加俸表（明治42年）

種 別		年 功 加 俸		特 別 加 俸				国庫補助法第 6 条に係る加俸	
		人 員	加俸額	人 員	加俸額	人 員	加俸額		
正教員	男	2 人	48 円	1 人	18 円				
	女								
准教員	男	1	18						
	女								
合 計	男	3	66	1	18				
	女								

明治43年統計報告事跡

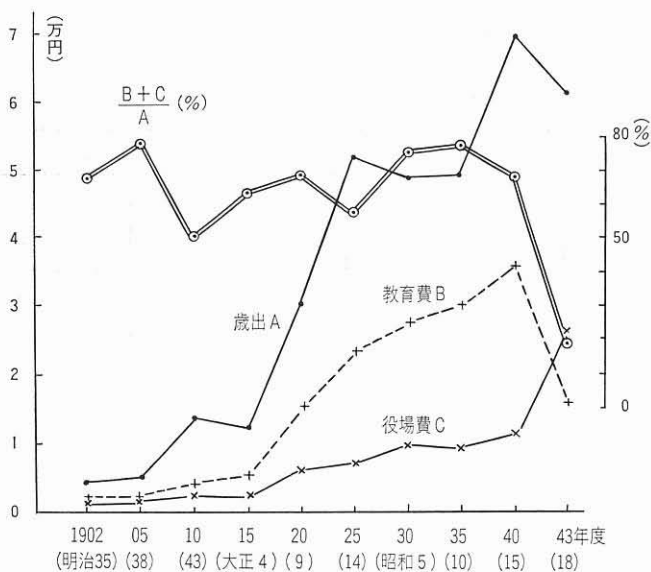


図 5—2—16 熊野町（村）の歳出と教育費・役場費の概要

前図と同じ

経常費のみ。明治43、大正14の兩年度は決算、他は予算額

出構成（明治35～昭和15年度）

（円、％）

1920(9)	1925(14)	1930（昭和5）	1935(10)	1940(15)
30,301(100.0)	52,526(100.0)	48,272(100.0)	48,604(100.0)	69,041(100.0)
5,687(18.8)	7,746(14.7)	8,688(18.0)	7,882(16.2)	11,501(16.7)
15,839(52.3)	23,995(45.7)	27,641(57.3)	29,872(61.5)	36,469(52.8)
11,798(38.9)	17,043(32.4)	19,911(41.2)	19,732(40.6)	22,232(32.2)
3,724(12.3)	6,127(11.7)	7,266(15.1)	6,433(13.2)	7,109(10.3)
1,122(3.7)	1,453(2.8)	830(1.7)	1,100(2.3)	1,350(2.0)
330(1.1)	436(0.8)	1,788(3.7)	1,387(2.9)	3,373(4.9)
1,497(4.9)	56(0.1)	50(0.1)	126(0.3)	95(0.1)
24,475(80.8)	33,686(64.1)	38,997(80.8)	40,367(83.1)	52,788(76.5)

追分尋常高等小学校（～昭和10年度）

表5-2-21 熊野村の災害土木費（明治40年度）

				町 村 税	県 税 補 助
河 川	二流域 河 川	二山ノ河代 小 計	川 計	円 厘 285.960 45.781 331.741	円 厘 93.673 22.017 115.690
	熊流域 河 川	熊野谷 三小 計	川 計	1,850.104 71.407 1,921.511	686.071 161.085 847.156
道 路	里 道	矢野往還 呉其他の里 其小 計	還 道 計	251.034 44.460 104.520 400.014	— — — —
	橋 梁	里道橋梁 矢野往還 呉其他の里 其小 計	還 道 計	341.967 88.637 430.604	— — —
用悪水	熊 野 村			281.599	—
合 計				3,365.469	962.846

統計報告事跡

表5-2-20 熊野町(村)の歳

年 度	1902(明治35)	1905(38)	1910(43)	1915 (大正 4)
歳 出 総 額	4,958(100.0)	5,034(100.0)	13,536(100.0)	12,025(100.0)
役 場 費	1,636(33.0)	1,871(37.2)	2,329(17.2)	2,594(21.6)
教 育 費	2,038(41.1)	2,362(46.9)	4,822(35.6)	5,043(41.9)
{第一尋常高等小学校*1			3,093(22.9)	3,550(29.5)
{第二尋常高等小学校*2			1,291(9.5)	1,493(12.4)
土 木 費	205(4.1)	200(4.0)	984(7.3)	281(2.3)
衛 生 費 *3	97(2.0)	84(1.7)	299(2.2)	203(1.7)
諸 税 及 負 担	293(5.9)	288(5.7)	4,363(32.2)	1,888(15.7)
(以 上 小 計)	4,269(86.1)	4,805(95.5)	12,797(94.5)	10,009(83.2)

*1熊野尋常高等小学校費(～昭和10年度) *2追分尋常小学校(～大正13年度)、
前表に同じ。ただし、経常部と臨時部の合計額

めていた。地価割は明治期には比較的大きな比重をしめており、熊野村においても三割台をしめていた時期もあったが、日本資本主義の発達につれてしだいにその税収にしめる地位を失っていった全国的傾向と同様な推移を示している。

歳出

熊野町(村)の歳出は、その最大の費目はなんといっても教育費であった。とりわけ尋常小学校に要する費用は年々多額にのぼっていたが、その内容は給与等の人件費と校舎建築費等であった。教育費以外のもう一つの支出の柱は、役場費であった。吏員の給与や一般行政費がその主たる内容となっていた。教育費と役場費の両者で、歳出総額の五〇八割をしめていた。この両者を除けば、災害復旧とくに道路の改修や流行性伝染病対策等の衛生関係が主たるものであった。

たとえば、明治四十年(一九〇八)に熊野尋常高等小学校が榊山神社境内に新築移転をみている。同四十二年には追分尋常小学校が増築される。さらに、昭和十四(一九三九)年には、熊野第一尋常高等小学校が先の榊山神社境内から現在地へ新築移転する。衛生関係では、明治三十年に伝染病隔離病舎設置、大正十四年熊野伝染病院移転新築、昭和三年には筆毛の消毒のための毛消毒場が



図5-2-17 昭和18年決議書類及び昭和18年度予算台帳

図5-2-19 昭和17年度
決算

図5-2-18 昭和18年度
予算

建設されている。また、熊野・矢野間、矢野峠、熊野・呉間、その他の道路の改修や災害復旧等にも多額の財政支出がくりかえされている。零細な一寒農村にすぎない熊野町(村)にとっては、これら地域住民の生活のためにどうしても欠くことのできないこれらの費用を捻出することは、その財源が限られていた状況の中で、大変なことであつたろうと思われるのである。

太平洋戦争と町財政

戦争のたびに、熊野町(村)の財政の規模も急速に膨張をくりかえしている。その中でも、昭和十六年(一九四一)から始まった太平洋戦争は、人里はなれた一寒村の零細な熊

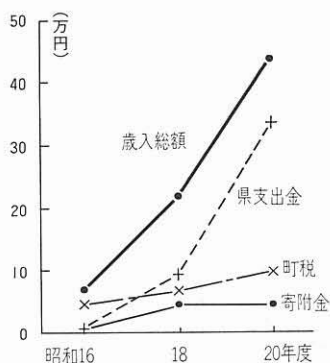


図5-2-21 熊野町の歳入構成 (昭和16~20年度)

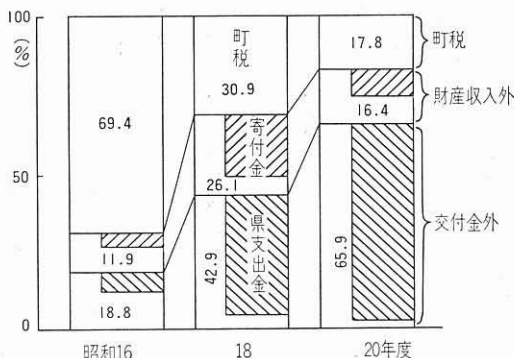


図5-2-20 熊野町の歳入構成比 (昭和16~20年度)

表5-2-22より作成

前図と同じ。

表5-2-22 熊野町の歳入構成 (昭和16~20年度) (円、%)

	昭和16年度	18	* 20
歳入総額	68,504(100.0)	222,014(100.0)	436,001(100.0)
町税	47,577(69.4)	68,848(30.9)	95,646(17.8)
財産収入	677 (1.0)	783 (0.4)	1,524 (0.3)
使用料及手数料	1,659 (2.4)	1,972 (0.9)	2,508 (0.5)
寄附金	3,279 (4.8)	44,439 (20.0)	44,833 (8.4)
繰越金	2,103 (3.1)	9,863 (4.4)	25,400 (4.7)
繰入金	1	1	2,000 (0.4)
雑収入	440 (0.6)	910 (0.4)	11,307 (2.1)
(小計)	8,159 (11.9)	57,918 (26.1)	87,568 (16.4)
国庫下渡金	—	—	—
交付金	1,009 (1.5)	2,226 (1.0)	—
町村吏員充実助成金	960 (1.4)	505 (0.2)	—
国庫助成金	—	6,143 (2.8)	—
国庫支出金	6,668 (9.7)	—	13,136 (2.5)
県支出金	4,261 (6.2)	86,324 (38.9)	339,646 (63.4)
奨励金	25 (0.04)	1	—
(小計)	12,923 (18.8)	95,199 (42.9)	352,782 (65.9)

* 合計不一致
予算額 (追加更生を含む)

予算書より

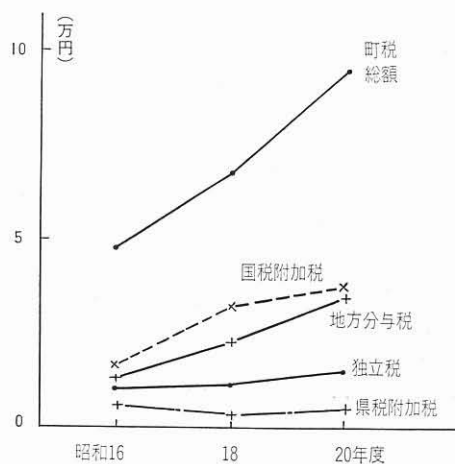


図 5-2-22 熊野町税の構成 (昭和16～20年度)

表 5-2-23より作成

が、必ずしも入手したい。

町税については、大幅な税制の改変があり、地方分与税、独立税等が導入されている。しかし、いぜんとして地方税制については、附加税(国税附加税、県税附加税)中心の実態はそのままであった。

歳出には、戦争の影響が色濃く認められる。経常費については、特に国民学校費、青年学校費、神社費等の名称(項目)がそうである。歳出総額に定める経常費の割合は、戦争前では大体八割以上であって、臨時費のしめる比重は比較的小さかった。ところが戦争中は、町財政の中にしめる臨時費の割合が急増する。たとえば、昭和十六年度では、臨時費の割合が四割強、同十八年度では七割強をしめている。その主な内訳を昭和十六年度の決算額の場合でみると、公債費一二、四二四円(歳出総額の二〇・六%)、雑支出七、二七六円(二・一%)、補助費二、八

野町財政にもきわめて大きな影響をおよぼしている。地方財政の制度が、戦争前から、かなり大幅に変化しつつあったが、戦争突入の年からはがらりとその姿が一変する。まさに臨戦体制に移行してしまったのである。

まず、熊野町の歳入では、町税の歳入にしめる比重が大きく後退し、その半面で、県支出金が増している。

また、寄附金も相当の額にたっている。しかし、この時期については、すべての資材や人力が戦争に動員され、制度も急激に改変されたこともあって、財政についてもその他の産業等についても、十分な資料や統計等

表 5—2—23 熊野町の税収構成（昭和16～20年度）

	昭和16年度	18	20
町 税 総 額	47,577(100.0)	68,848(100.0)	95,646(100.0)
国 税 附 加 税	16,843 (35.4)	32,128 (46.7)	38,751 (40.5)
県 税 附 加 税	6,531 (13.7)	3,200 (4.6)	5,615 (5.9)
独 立 税	10,059 (21.1)	10,909 (15.8)	15,369 (16.1)
地 方 分 与 税	14,114 (29.7)	22,609 (32.8)	35,911 (37.5)
旧法ニヨル税収入	30 (0.06)	2	—

前表に同じ

表 5—2—24 熊野町の歳出構成（昭和16、18年度）

（円、％）

	昭和16年度	18
歳 出 総 額	60,278(100.0)	222,014(100.0)
経 常 費	34,630 (57.5)	61,469 (27.7)
臨 時 費	25,648 (42.5)	160,545 (72.3)
役 場 費	14,149 (23.5)	27,388 (12.3)
教 育 費	13,480 (22.3)	15,473 (7.0)
うち { 国 民 学 校 費	7,096 (11.8)	8,302 (3.7)
青 年 学 校 費	5,653 (9.4)	7,087 (3.2)
土 木 費 *1	1,943 (3.2)	4,585 (2.1)
衛 生 費 *2	2,407 (4.0)	4,600 (2.1)
諸 税 及 負 担	41 (0.1)	—
公 債 費	12,424 (20.6)	7,334 (3.3)
補 助 費	2,836 (4.7)	3,023 (1.4)
雑 支 出	7,276 (12.1)	5,412 (2.4)
食糧増産耕地改良事業費	—	124,166 (55.9)
(小 計)	54,556 (90.5)	191,981 (86.5)

*1 災害復旧費を含む *2 伝染病予防費、隔離病舎費、トラホーム予防費の合計、
（決算額）、公債費以下が臨時費の主構成

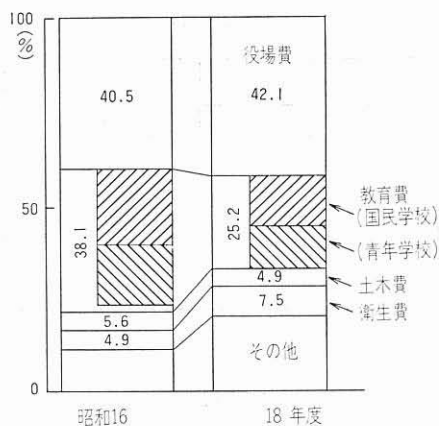


図5—2—23 熊野町の経営部歳出構成比
(昭和16、18年度)

表5—2—24より作成

三六円(四・七%)などである。この年度の臨時費には、支那事变費一二七円、防空費四八四円等も計上されている。同じく、十八年度の臨時費についてみると、食糧増産耕地改良事業費一二・四万円(歳出総額の約五六%)、公債費の他に、大東亜戦争費、国民更生費、生活必需品切符制実施費、防空費等の費目もみえる。戦争状況の悪化が、この時期の熊野町の財政にもその影を落している様子がここにもうかがえるようである。

けては、しばしば地方財政の危機が問題となってきたが、とりわけ第一次世界大戦、金融恐慌、昭和恐慌、日中戦争、太平洋戦争とあいつぐ経済や政治の部面での大事件に対応して、さまざまな整理・改変がくりかえされていった。日本資本主義のいわゆる独占段階への移行期にあたる明治末から大正期にかけて、とりわけ第一次世界大戦（大正三～七年）前後には、農村でも都市でも地方財政の危機的様相が深まった。この時期における地方税財政のいくつかの改変ではつぎのような点が主なものとしてあげられる。

第一には、地方税附加税率の制限税率が、大幅に緩和されたこと（大正八、九年の両年度）である。こうして地価割および戸数割（戸別割）が増徴され、地方住民の税負担はそれだけ加重化されていった。また、従来から、府県税戸数割が「見立割」で、負担の不公平さが問題となっていたので、戸数割規制が公布されていた。このことは、ある程度全国的に課税標準が統一されることになったので、その意味では、地方税制の「近代化」にさうも

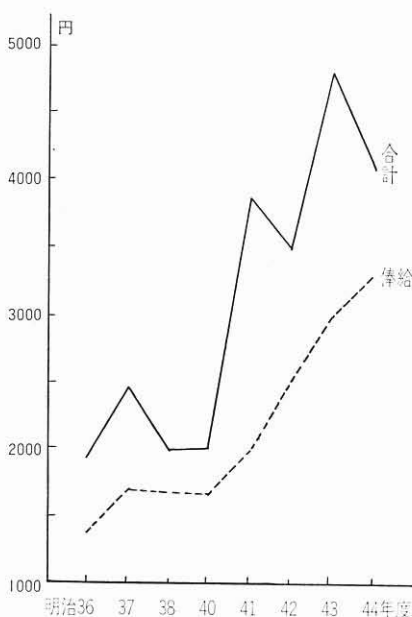


図5-2-8 熊野村の教育費

表5-2-12より作成

のわずかばかりの補助金を除けば、大半は、地方税、起債、地域住民からの夫役・現品・共同体的財産収入などを含む地方負担に依っていた。このような、中央と地方との行財政関係の中で、戸籍、統計、徴税、徴兵、教育、道路、橋梁等々、もろもろの仕事が地方レベルでも遂行されていたのである。

地方税財政制度の整理・改革

明治末から
大正期にか

のでもあった。

この時期の市町村の段階における税制改革として、(一) 負担の不均衡をもたらしているということで、所得税付加税が廃止された、(二) 市町村税戸数割が創設された。しかし、これらの整理・改革によっても、住民の負担が軽減されたわけではなかった。

第二に、国庫補助金政策の展開である。昭和の年代に入ると、金融恐慌(昭和二年)、昭和恐慌(同五年)、およびその後の天皇制政府の軍備拡張政策(たとえば翌六年の海軍主力艦建造)や満州事变(同年)などの大事件があいつぐ。そのような社会経済的情況のなかで、地方財政の状態はますます悪化しその危機的情況を脱することが、長期にわたって困難となつてゆく。その対応策として出されてきたのが、国庫補助金の増額ということにほかならなかつた。こうして、いわゆる国家独占的な政策体系のもとの補助金政策が展開されるようになり、中央政府から地方へのいわゆる縦割行政が強化されてゆくようになる。その典型的な事例として昭和七年の時局匡救計画などがあげられるが、中央政府による景気対策をかねた特定の政策事業などがこれによって展開をみるのである。このような政策は、またかえって地方の負担をも増大させるので、地方財政の危機はさらに拡大深化の方向に進んでゆかざるをえなくなつた。

第三は、地方財政調整制度の導入である。これは、この当時の都市と農村との間における租税負担の格差を調整する、わが国の地方財政史上注目すべき制度である。昭和十一年の臨時町村財政補給金、同十五年の地方分与税制度などを中心とする大幅な財政改革がそうであるが、これらは戦時体制への対応の中でとられた一連の諸施策の一環であつた。

太平洋戦争勃発(昭和十六年)後の戦時下における大幅な財政改革の中での、地方税制の「近代化」としては、

市町村レベルでは、戸数割が廃止され、それにかわって独立税（市町村民税）が創設される。また、同時に、この期の改革で、付加税率が若干の整備をみる。とはいえ、地租および營業税などの主要税目については、付加税制度はいぜん手つかずのままであった。つぎに、地方財政調整制度としての地方分与税制度として、市町村レベルでは、配付税制度の創設がある。つまり、所得税、法人税の合計額を、道府県と市町村へ配分する制度で、その三八％が市町村に配布されることとなったが、その際、算定基準として課税力、人口、学童数その他の特別の財政需要が加味されることとなった。

第二次世界大戦前の財政制度は、さまざまな改正をみたにもかかわらず、基本的には、中央政府が租税の大部分を徴収し、それを地方に配分する権限を集中させており、地方分与税制度等の導入があったといっても、市町村の独立税によって、財源の面から、地方自治を保障するものとしては、それはあまりにも貧弱なものにすぎなかった。地方の独立税の制度的確立のためには、戦後の一連の税財政制度の民主化、いわゆるシャープ税制の到来をまたなければならなかったのである。

2 熊野町（村）の財政

概観

熊野村が町制に移行して熊野町になるのが大正七年（一九一八）十月一日である。熊野町（村）の財政の規模も、第一次世界大戦をはさむ前と後とで、大きく分かれる。第一次世界大戦の始まる大正五年ごろまでの熊野村の財政規模は、日露戦争（明治三十七～三十八年）以前では六〇〇〇円以下、その後は大体一万円から二万円の間にとどまっている。大戦中・後の全国的な景気の上昇や、それに続く米騒動、戦後恐慌などの時期を通じて、熊野町（村）の財政規模は増大を続けて、大正十二年度（一九二三）には七万円近くにたっている。しかし、

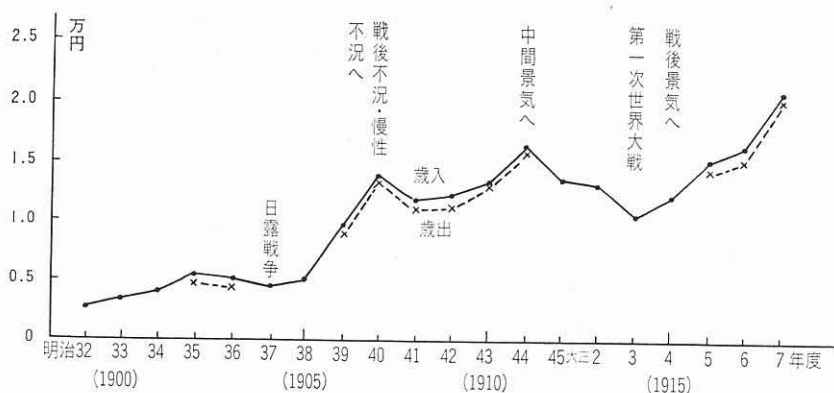


図5-2-9 熊野村の歳入・歳出の推移 (第1次大戦前)

歳入歳出表、同予算表等より作成

×…×は決算額 (歳出)、他の年度は予算額で収支均衡

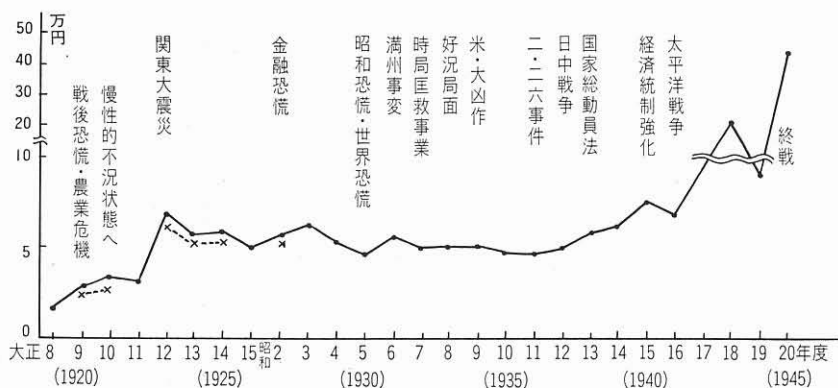


図5-2-10 熊野町の歳入・歳出の推移 (第1次大戦後より第2次大戦まで)

×…×は決算額 (歳出)、他の年度は予算額で収支均衡

予算書等より作成

昭和8年度 熊野町歳入歳出豫算基帳 熊野町役場									
歳入	歳出	豫算	歳入	歳出	豫算	歳入	歳出	豫算	歳入
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇

図5-2-11 昭和8年度 熊野町歳入歳出予算

歳入と税 第一次世界大戦までの熊野村の歳入の構成は、その大部分（ほぼ七〇九割）が村税（各種附加税等）によつてしめられている。大正末期以降、町税の歳入総額のしめる割合は若干低下して五〇六割台になるが、それでも過半をしめていたことに変りない。この割合の低下した原因は、国庫下渡金や県補助金等の

その後は、全国的な慢性的不況情況の時代に突入してゆくわけであるが、熊野町の財政も五万円〜六万円程度の水準で低迷しつつ推移し、太平洋戦争へと突入して、一挙にその規模を膨張させている。日露戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦という大きな戦争を契機として、熊野町(村)の財政規模が大幅に変動していることが分かる。

入構成（明治33～昭和15年度）

（円、％）

1920(9)	1925(14)	* 1 1930 (昭5)	1935(10)	* 1 1940(15)
31,360(100.0)	59,040(100.0)	48,321(100.0)	48,604(100.0)	76,728(100.0)
24,659(78.6)	31,599(53.5)	29,765(61.6)	30,953(63.7)	38,372(50.0)
235(0.8)	1,802(3.1)	1,279(2.6)	707(1.5)	455(0.6)
814(2.6)	1,084(1.8)	1,055(2.2)	1,319(2.7)	2,115(2.8)
9(0.03)	21(0.04)	142(0.3)	192(0.4)	28(0.04)
1,188(3.8)	3,266(5.5)	2,511(5.2)	642(1.3)	804(1.0)
272(0.9)	581(1.0)	610(1.3)	623(1.3)	577(0.8)
	11,000(18.6)			
500(1.6)	455(0.8)			
3,018(9.7)	18,209(30.8)	5,597(11.6)	3,483(7.2)	3,979(5.2)
1,298(4.1)	5,424(9.2)	12,015(24.9)	11,817(24.3)	10,501(13.7)
1,215(3.9)	1,211(2.1)	1,110(2.3)	824(1.7)	1,334(1.7)
	2,587(4.4)	65(0.1)	145(0.3)	1,059(1.4)
1,101(3.5)		529(1.1)	1,358(2.8)	2,649(3.6)
63(0.2)		59(0.1)	25(0.1)	25(0.03)
3,677(11.7)	8,222(15.7)	13,778(28.5)	14,169(29.2)	* 4 25,883(33.9)

* 4 臨時町村財政補給金 9,000(11.7)、国税附加税 1,037(1.4)、県税附加税 278(0.4)
予算書等から作成

表 5—2—15 熊野町（村）の歳

年 度	1900（明33）	1905（38）	1910（43）	1915（大4）
歳 入 総 額	3,682(100.0)	5,034(100.0)	13,745(100.0)	12,025(100.0)
町（村）税	1,983(53.8)	3,906(77.6)	12,213(88.9)	9,707(80.7)
財 産 収 入 *2			98(0.7)	301(2.5)
使用料及手数料			90(0.7)	377(3.1)
寄 付 金			49(0.4)	20(0.2)
繰 越 金			257(1.9)	324(2.7)
雑 収 入			710(5.2)	239(2.0)
町 債				
繰 入 金				
（小 計）			1,204(8.9)	1,261(10.5)
国 庫 下 渡 金				
交 付 金			224(1.6)	683(5.7)
国 庫 補 助 金				
県 補 助 金 *3			100(0.7)	371(3.1)
県 奨 励 金				
（小 計）			324(2.3)	1,054(8.8)

*1 合計不一致 *2 財産ヨリ生スル収入および財産売払代 *3 郡補助金を含む
円を含む

1910（明43）、1925（大14）年度のみ決算額、他は予算（補正後含む）額

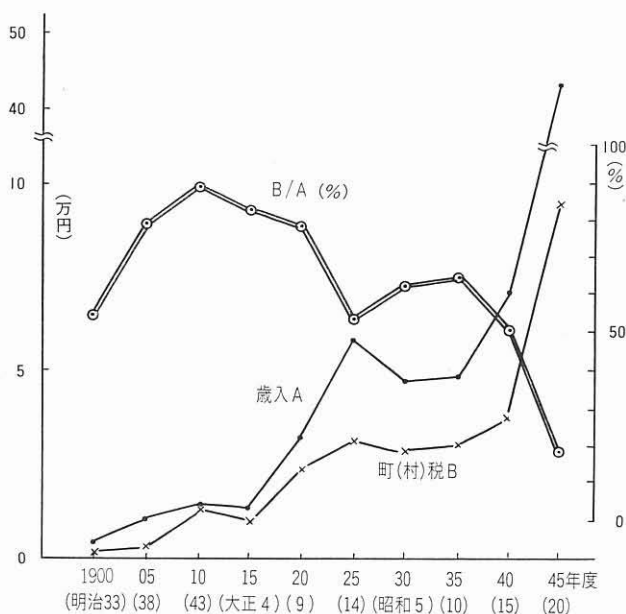


図5-2-12 熊野町(村)の歳入と税の概要

表5-2-15より作成

明43、大14の両年度は決算、他は予算額

外、年によっては町財産の売払いや起債等による収入が相対的に増加したためである。このことは、地方財源の不足を税外の収入や補助金等でまかなわなければならなくなったことを意味している。太平洋戦争に突入してからの地方財政の運営は全国的に大変な混乱をきわめたが、熊野町のばあいにも、その歳入項目ごとの金額の年度ごとの変動の様子はきわめて激しかったであろう様子がうかがえる。

町(村)税収入の内訳について大要をみると以下のとおりである。主要な構成は戸別割(または戸数割)、地価割等である。戸別割は、大正期は府県税となり町村レベルでは戸別割付加税、昭和期は十五年度まで特別税戸数割、太平洋戦争時は市町村民税と改変が続くが、ここでは戸数割と略称する。地価割は、大正期以降地租附加税となり、これにさらに昭和期以降特別地租附加税(これは昭和十五年で廃止)が加わるが、地価割と略称する。その他には、県税の雑種税・家屋税・営業税のそれぞれの附加税等や国営営業税附加税が少々加わって町(村)税を構成していた。戸数割は、大正期まで税込総額の六〇八割をし

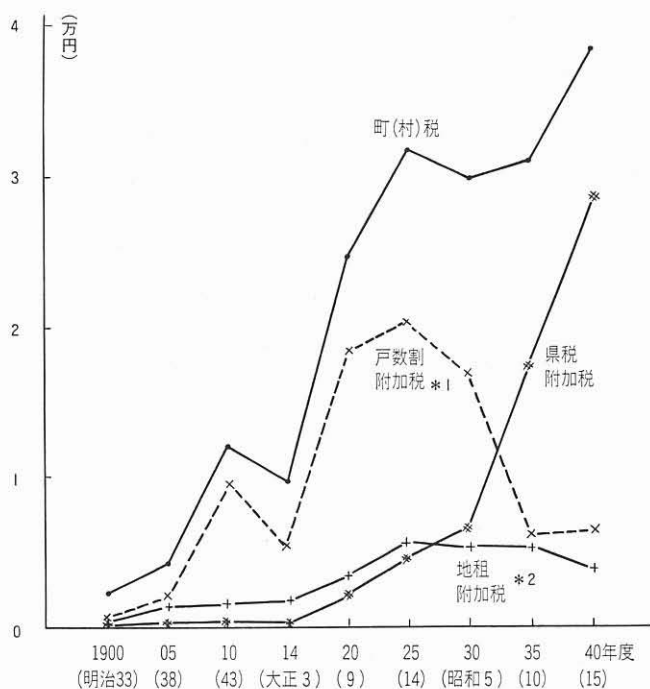


図5—2—13 熊野町(村)の税収の概要

表5—2—16より作成

*1 明治45年度まで戸別割、昭和2年度以降特別税戸数割を含む。*2 明治45年度まで地価割 昭和2年度以降特別地租附加税を含む

収構成（明治33～昭和15年度）

（円、％）

* 1 1920(9)	1925(14)	* 1 1930(昭和5)	1935(10)	* 1 1940(15)
24,659(100.0)	31,599(100.0)	29,765(100.0)	30,953(100.0)	38,372(100.0)
3,175(12.9)	5,697(18.0)	5,664(19.0)	5,891(19.0)	3,702(9.6)
152(0.6)	234(0.7)			
201(0.8)	1,199(3.8)	530(1.8)	1,430(4.6)	2,761(7.2)
2,467(10.0)	4,255(13.5)	6,692(22.5)	17,297(55.9)	28,500(74.3)
18,562(75.3)	20,213(64.0)	16,968(57.0)	6,334(20.5)	6,459(16.8)

を含む * 3 所得割（～明治45年度）、* 4 1925（大正14）年度までは国税附加税

表5—2—17 熊野村の公学費表（明治42年）

種 別		小 学 校		総 計
		尋 常	尋常高等	
学校長・園長・館長俸給		175円	277円	452円
教諭・助教諭・訓導俸給		—	929	929
准 教 員 俸 給		—	230	230
代 用 教 員 俸 給		446	444	890
旅 費		17	32	49
書 図 器 機 標 本 費		129	90	219
器 具 費		69	67	136
消 耗 品 費		33	75	108
借 地 借 家 費		—	2	2
修 繕 費		94	125	219
其 他 諸 費		68	186	254
合 計		1,031	2,457	3,488
収 入	授 業 料	34	518	552
	寄 付 金	—	7	7
	学校基本財産より生ずる収入	—	10	10
	合 計	34	535	569

明治43年統計報告事跡

表5—2—16 熊野町(村)の税

年 度	1900(明治33)	1905(38)	1910(43)	1914(大正3)
町(村)税総額	1,983(100.0)	3,907(100.0)	12,213(100.0)	8,461(100.0)
地租附加税*2	739(37.3)	1,511(38.7)	1,858(15.2)	1,894(22.4)
所得税附加税*3	—	—	99(0.8)	74(0.9)
営業収益税附加税*4	41(2.1)	75(1.9)	54(0.4)	70(0.8)
県税家屋税附加税				
県税雑税税附加税	262(13.2)	340(8.7)	784(6.4)	755(8.9)
県税営業税附加税				
特別税戸数割*5	940(47.4)	1,980(50.7)	9,417(77.1)	55,65(65.8)

*1 合計不一致 *2 地価割(～明治45年度)、特別地租附加税(昭和2～15年度まで)

*5 戸別割(～明治45年度)、戸別割附加税(～大正15年度)

前表に同じ

表5—2—18 熊野村の学校及び教育費

	学 校 名	位 置	修業年限	加設科目	児童数	経費年額	教員数	1教員 当り 児童数
明治41年	熊野尋常高等小学校	熊野村	尋常6ヶ年 高等2ヶ年	農業	707人	2,617.811円	12人	58.9人
	追分尋常小学校	〃	6ヶ年		213	1,092.301	2	106.5
	合 計				920	3,710.112		
42年	同 上	同上	同 上	農業 手工	723	2,722.040	11	65.7
	同 上	同上	同 上	手工	240	1,078.585	6	40.0
	合 計				963	3,800.625		
44年	同 上	同上	同 上	農業 手工	733	2,952.480	14	52.4
	同 上	同上	同 上	農業 手工	256	1,302.500	6	42.7
	合 計				989	4,254.980		

注1 村立小学校において「加設科目」として「裁縫」を設けている。その他「農業」「手工」も設けられていた(明治36、37年)。

2 明治40年には児童(尋常高等あわせて) 995人に対して教員数12であり、1教員当り児童82.9人であった。

統計報告事跡

[illegible]

図5—2—14 昭和12年度予算説明

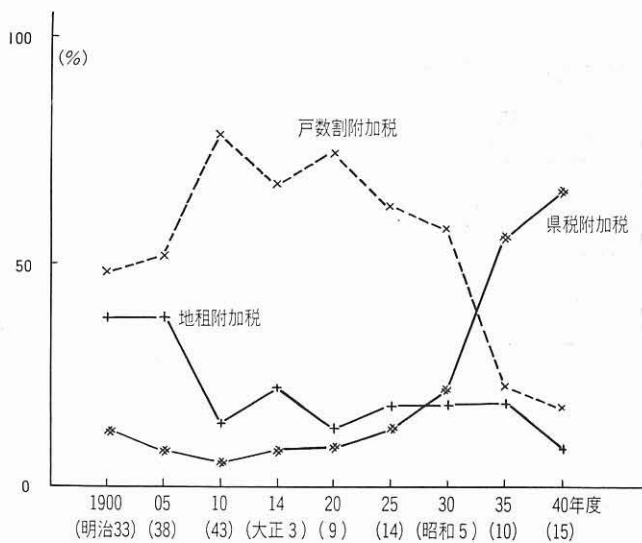


図5-2-15 熊野町（村）の税収構成比の概要

表5—2—16より作成